

障害児支援のあり方検討会の報告書について（文書発言）

検討会構成員 佐藤 進（2014. 6. 3.）

（1） 基本理念

資料-1及びたたき台の（1）-②(8ページ)に「子ども・子育て支援の後方支援としての位置づけ…」の記述があるが、「後方支援」が意味するところは、本来、どの子ども保育所等(文中には乳児院が併記されているが?である)に育ちの場を得ることが妥当であり、それら(保育所等)を安定的でなおかつ有効な場として機能させるための支援であることを明記する必要がある。さもなければ、他所の記述とも関係するが、例えば資料-1でいう「児童発達支援センター等を中心とした地域支援の推進」の意味が、「後方支援」どころかあたかも「拠点」としての役割を求めているということになる。

「保育所等訪問支援」「療育等支援」「巡回支援・・・」等は児童発達支援センターの付加的な機能ではなく、むしろ基本的な機能と考えなければ「後方支援」という概念と整合しない。

くわえて、いわゆる地域支援を「児童発達支援センター」にだけ委ねるのではなく、多様な機関(相談支援事業や一定の医療機関等)に積極的に拡大しその人材を確保しつつ推進を図る必要がある。

（2） グランドデザイン

障害児相談支援の推進の項については、検討会の議論の中でも指摘されたが、現行の「障害児相談支援事業」はその「名称」が保護者や関係者には高いハードルになっていないだろうかを検討すべき。例えば「子どもの発達等相談事業」とか・・・。加えて、「障害児支援利用計画」の作成についても「障害児」という文言を変更すべきではないか。

（3） 子ども子育て支援法との関係

来年度から実施される子ども子育て支援制度には、たたき台5ページの(a)～(e)にわたることが検討されているという。これらの障害児支援につながる取り組みを効果的に活用できるよう、局をまたいだ「検討会」あるいは省内のプロジェクトチームが必要ではないか。当然、学校教育法施行令を改正した文科省の特別支援教育担当部局との省を超えた検討体制も置かれて然るべき。

（4） 家族支援

8ページにある家族支援について、障害のある子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させること自体が家族支援の基礎であり、「逆に、障害児を育てる家族に対しての発達の各段階に応じた・・・支援」という記述は、定型的な「育て方」があるように思わせ親などへ「子育ての様式化」を促し、かえって緊張を高めることにならないか。親の就業との両立に触れているが、「それをどの程度重視すべき」という書き振りは不穏当である。

（附）

たたき台にも示されているように、コンセプトは「インクルージョン」であり、制度整備もインクルーシブな方向感をもって進めるべきである。現状ではなく未来を臨む議論であるからだ。

筆者がかつてかかわった知的障害児通園施設は約10年前に廃止され、経過的に設置した児童デイサービスも間を置くことなく閉鎖となった。これは、当該施設が以前から一貫して取り組んできた「地域支援」の諸事業の進展とともに、施設への通園希望が漸減しやがて殆どなくなった結果である。コンセプトは「ノーマライゼーション」であった。通園施設当時には、1/3近い児童が重症心身障害を含む重複障害児童であり、他も重度の知的障害あるいは自閉性障害をもつ児童ばかりであったにもかかわらずである。

現在、その施設が在った市及び近隣自治体の多くで障害児童の保育園等への受け入れが積極的に行われている。その中で、確かに、いわゆる「専門施設」の不在に不安を感じる保護者も少なくない。しかし、それは「早期からの専門『療育』が必要だ」という声に「煽られ」た結果といえるかもしれない。「専門施設でなければ専門的療育はできない」という「神話」である。インクルージョンの実現のためにたたき台がいう「縦横連携」を求め諸々の人材を含む社会資源の活用によって可能性を探求すべきである。